

「平成25年度四国地方公共工事情質確保推進協議会」

幹事会の開催について

平成17年4月1日に施行された「公共工事情質確保の促進に関する法律」に基づき、四国における公共工事情質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的に、国・県・市町村等で平成18年7月12日に「四国地方公共工事情質確保推進協議会」を設立しました。

これまで毎年協議会において、自治体支援等の実施方針等を策定し、幹事会ではその実施方針の具体的な行動計画として実施計画をとりまとめ、国、県等が連携して自治体への支援施策に取り組んできたところです。

この度、平成25年度の幹事会を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

今回の幹事会では、平成25年度自治体支援等の実施計画を策定するほか、公共工事情質確保推進に関する取組状況について、四国地整、各県などから報告及び意見交換を行う予定です。

記

1. 日時：平成25年9月5日（木） 13:30～15:30
2. 場所：高松サンポート合同庁舎13階 1306, 1307会議室
3. 議事次第：別添のとおり

平成25年9月2日

問い合わせ

四国地方公共工事情質確保推進協議会

【事務局】

国土交通省 四国地方整備局

企画部 総括技術検査官 藤川 昌幸 (内線3117)

技術管理課技術検査官 金滝 和彦 (内線3121)

TEL : 087-851-8061

平成25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成25年9月5日(木)
13:30～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎
1306、1307会議室

議 事 次 第 （案）

1. 開 会

2. 挨 拶（幹事長）

挨拶：四国地方整備局
石井企画部長

3. 議 事

- (1) 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領の改正について
 - ・ 委員名簿等の改正
- (2) 平成24年度までの取り組み状況について
 - ・ 協議会の活動状況について
 - ・ 公共工事品質確保に関する進捗状況
- (3) 平成25年度実施計画（案）について
 - ・ 平成25年度協議会開催に向けてのスケジュール
 - ・ 平成25年度実施計画（案）について
- (4) 「公共工事の品質確保推進に関する取り組み状況」の報告及び意見交換
 - ・ 四国地方整備局及び各県からの報告
 - ・ 意見交換
- (5) その他

4. 閉 会

四国地方公共工事品質確保推進協議会の経緯

公共工事品質確保促進連絡会議

＜設立＞ 平成17年1月
 ＜メンバー＞ 整備局、4県、4市
 ＜目的＞ 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事品質確保推進協議会

＜設立＞ 平成18年7月12日
 ＜メンバー＞ 整備局、4県、4市
 ＜目的＞ 協力的体制の強化、情報交換による連携
 発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

＜開催＞ 平成18年11月13日
 ＜メンバー＞ 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

＜開催＞ 平成19年7月18日
 ＜メンバー＞ 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)
 ＜議題＞ ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行することで了承。
 ・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20 幹事会

＜開催＞ 平成20年7月31日
 ＜メンバー＞ 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)
 ＜議題＞ ・全市町村で総合評価方式を試行することで了承。
 ・発注者支援技術者187名追加(1,605名)
 ・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

P. 1

H20 協議会

＜開催＞ 平成20年10月24日
 ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)
 ＜議題＞ ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充
 ・全市町村で総合評価落札方式を試行することで了承
 ・公共工事の品質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等

H21 幹事会

＜開催＞ 平成21年11月10日
 ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席65機関約100名)
 ＜議題＞ ・平成22年度より、4県の既存協議会等を活用し、各県単位での取り組みを行うことについて合意
 ・全市町村で総合評価方式、予定価格等の事後公表推進していくことを確認等

H22 幹事会

＜開催＞ 平成22年6月8日
 ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席75機関約100名)
 ＜議題＞ ・本協議会の平成22年度実施方針(自治体支援等)について
 ・各機関における公共工事品質確保推進等に係わる取り組みについて
 ・総合評価落札方式等の推進について
 ・平成22年度協議会開催に向けての取り組み 等

H22 協議会

＜開催＞ 平成23年2月3日
 ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席79機関約90名)
 ＜議題＞ ・公共工事品質確保の実施状況について
 ・H22年度における本協議会の活動状況について
 ・公共工事品質確保推進に係わる意見交換
 ・今後のスケジュール(案)



H23 幹事会

- <開催> 平成23年6月8日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席57機関約90名)
- <議題> ・平成22年度までの取り組み状況について
・本協議会の平成23年度実施方針(自治体支援等)について
・平成23年度協議会開催に向けての取り組み 等

H23 協議会

- <開催> 平成24年1月31日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席89機関約100名)
- <議題> ・H23年度の活動状況
・公共工物品質確保の進捗状況について
・H24年度の実施方針について
・意見交換(先進市町の取組事例紹介) 等

H24 幹事会

- <開催> 平成24年6月6日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席57機関約90名)
- <議題> ・H23年度までの取り組み状況について
・H24年度実施計画(案)について
・ブレイン・ストーミング 等

H24 協議会

- <開催> 平成25年1月28日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席82機関約90名)
- <議題> ・H24年度の活動状況
・公共工物品質確保の進捗状況について
・H25年度の実施方針について
・意見交換(國島教授による講演) 等

H25 幹事会

- <開催> 平成25年9月5日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村
- <議題> ・H24年度までの取り組み状況について
・H25年度実施計画(案)について
・各機関からの取り組み状況報告 等

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。

第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

第 6 条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
 企画部 技術開発調整官
 企画部 総括技術検査官
 総務部 契約管理官
 建政部 建設産業調整官
 都市調整官
 河川部 河川調査官
 道路部 地域道路調整官
 港湾空港部 事業計画官
 営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長
 林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長
 環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長
 財務省 四国財務局 総務部 会計課長
 財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
 徳島県 県土整備部副部長
 農林水産部農村振興課長
 香川県 土木部次長
 農政水産部農村整備課長
 愛媛県 土木部技術監
 農林水産部農業振興局農地整備課長
 高知県 土木部土木技術監兼建設検査長
 農業振興部農業基盤課長
 市町村 担当部課長等
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター一副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局
 第五管区海上保安本部
 警察庁 四国管区警察局
 経済産業省 四国経済産業局
 （独）水資源機構